



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2017〔平成29〕年11月17日

## 準備書面 45

### — 損害賠償の算定基準について —

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



## <目次>

第1	はじめに～立証の不公平性・困難性と信義則	5
1	立証の不公平性	5
2	立証の困難性と信義則	6
第2	東電基準・原賠審指針およびADR基準が最低限度保障されるべきであること	8
1	各基準の名称と本準備書面別紙	8
(1)	東電基準	8
(2)	ADR総括基準	8
(3)	原賠審指針	8
(4)	ADR運用基準	9
(5)	ADR基準	9
2	原賠審指針及びADR総括基準	9
(1)	ADRと原賠審指針・センターの策定ないし設置趣旨	9
(2)	原賠審指針及びADR総括基準の有する最低賠償額を画する機能	10
(3)	原賠審指針及びADR総括基準が訴訟における算定基準とされるべきこと	11
3	ADR運用基準	11
4	東電基準	12
5	東電基準（別紙1の1，2），原賠審指針（別紙3の1～9），ADR総括基準（別紙2）およびADR運用基準（別紙4の1，2）の内最も優先的に適用されるべき基準	13
第3	被告らが東電基準，原賠審指針およびADR基準の採用を拒絶できないこと	13
1	原賠審指針およびADR基準	13
(1)	原賠審指針およびADR総括基準は全額賠償ではないことを前提とし	

ていること .....	13
(2) 被告国が原賠審指針及びADR総括基準の適用を拒絶できないこと	14
(3) 被告東京電力も原賠審指針及びADR総括基準の適用を拒絶できない こと .....	15
2 ADR運用基準.....	15
3 東電基準 .....	16
(1) 被告東京電力が東電基準の適用を否定することは許されないこと ..	16
(2) 被告国が東電基準の適用を否定することも許されないこと .....	17
(3) 被告らが東電基準が最低基準であると認めているに等しいこと ....	18
(4) 小括 .....	18
第4 結語 .....	18
<u>別紙1の1 東電基準目録1 (主に甲D共173)</u> .....	20
<u>別紙1の2 東電基準目録2</u> .....	23
<u>別紙2 ADR総括基準目録 (甲D共176の1～24)</u> .....	25
<u>別紙3の1 第一次指針目録 (平成23年4月28日, 原子力損害賠償紛争審 査会) (甲D共178の1)</u> .....	35
<u>別紙3の2 第二次指針目録 (平成23年5月31日, 原子力損害賠償紛争審 査会) (甲D共178の2)</u> .....	38
<u>別紙3の3 第二次指針追補目録 (平成23年6月20日, 原子力損害賠償紛 争審査会) (甲D共178の3)</u> .....	43
<u>別紙3の4 中間指針目録 (平成23年8月5日, 原子力損害賠償紛争審査会) (乙D共1)</u> .....	49
<u>別紙3の5 中間指針追補目録 (平成23年12月6日, 原子力損害賠償紛争 審査会) (乙D共3, 甲D共178の4 (地図))</u> .....	58
<u>別紙3の6 中間指針第二次追補目録 (平成24年3月16日, 原子力損害賠</u>	

償紛争審査会) (乙D共5) .....	60
別紙3の7 中間指針第四次追補 (平成25年12月26日改定) 目録 (乙D 共7) .....	66
別紙3の8 中間指針第四次追補 (平成28年1月28日改定) 目録 (甲D共 178の7) .....	69
別紙3の9 中間指針第四次追補 (平成29年1月31日改定) 目録 (甲D共 178の9) .....	72
別紙4の1 ADR運用基準目録1 (甲D共180の1) .....	73
別紙4の2 ADR運用基準目録2 (甲D共180の2) .....	77
別表1 標準交通費一覧表.....	136
別表A .....	146

## 第1 はじめに～立証の不公平性・困難性と信義則

### 1 立証の不公平性

原告らは、個別の損害費目の算定方法について、直接請求における東電の賠償基準、ADR手続における運用基準における定額によることを主張している（定額を上回る実額が立証される場合には、実額による。）。

直接請求やADR手続では、被害者側の立証責任を軽減したうえで、最低限度の損害額として一定の抽象化を行った損害算定基準を設けている。ここで、本件訴訟において、これらの手続における立証緩和や損害算定基準を適用することなく、訴訟であることを理由として厳格な立証を被害者に求めた結果、直接請求やADR手続によるよりも低額な損害額しか認められなくなるとすると、直接請求やADR手続を利用した者と利用しない者とで、不公平な結果となってしまう。

例えば、事故時に区域内に在住していた避難者一家4人（大人2名、中学生、高校生各1名。以下「家族A」という。）が、福島県から京都市に夜行バス（仮に片道大人1名1万円とする。）を利用して避難した場合、これらの者が、被告東京電力に対し直接請求すれば、領収書を提出することなく、直接請求における賠償基準により、一人当たり2万6000円が支払われる（甲D共173第12、141頁）。

ところが、一方、「避難等対象者」（甲D共173第4頁）に該当しない者（仮に同様に一家4人（大人2名、中学生、高校生各1名）とし、以下、「家族B」という。）は、福島県から京都市に夜行バス（同様に仮に片道大人1名1万円とする。）を利用して避難したとしても、被告東京電力に対し、直接請求できない。

しかし、本訴訟において家族Bに避難の相当性が認められた場合、「家族Bが夜行バス利用の領収書を提出しなければ1万円の交通費すら損害認定されない（例えば、最安値の夜行バス料金しか認定されない場合も含む。）」、

あるいは、「領収書を提出しても2万6000円の支給は受けられない」というのであれば、それは、A家族との比較において、不公平であるといわざるをえない。

そこで、本訴訟においても、原告らに厳格な損害立証を要求するのではなく、直接請求における賠償基準（「東電基準」。定義は後記第2 1項。以下、同じ）、原賠法18条に基づいて原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）が定める指針（「原賠審指針」）およびADRにおける算定基準（「ADR基準」）に基づく賠償が最低限度保障されるべきである。

## 2 立証の困難性と信義則

このように考えるべき背景としては、本件被害の特殊性がある。

本件事故による損害は、その殆どが原発事故による避難から生じたものである。

避難とは生活そのものが根こそぎ奪われることを意味しており、生活そのものが圧迫を受けている状況において、その際に発生した損害の証拠を適切に収集保管することは著しく困難である。

また、避難や避難生活によって生じる損害は、日々の日常生活の中で不断かつ広範に発生し、一つ一つの損害は相対的に小さいものであるから、その損害を証する証拠の収集保管には不相当なコストが発生する。つまり、逐一、領収書を保管し、それがどの出捐に結びつくものであったかを整理しておくことは、大変な作業と困難を被害者である原告らに負わせるものであって相当でない。

加えて、信義則という観点からも被告らにおいて原告らに対し、立証の不十分さを主張することは許されない。

そもそも、こうした立証困難な状況の発生について原告らにはいささかの落ち度もない。

これに対し、被告らにはこの状況の発生について大きな責任がある。

証拠の収集保管が困難となった大きな要因は、被告らが相当な賠償を行う姿勢を全く見せてこなかったことにある。

すなわち、本件訴訟において求めているような損害について被告らが賠償すると認めたことは一切ない。被告らは、建前とは裏腹に東電基準、原賠審指針およびADR基準に基づく賠償を超える損害の賠償はできないと暗に被害者らに示してきたのである。

避難した被害者らの多くは、いわゆる自主避難として低額一律の賠償を中間指針追補で示され、それに不満でADRを申し立てても、原賠審指針およびADR基準に基づく賠償を超える損害の賠償を認められることは殆どなかった。

自主避難の対象区域外の避難者に至っては、事実上、賠償そのものを拒まれていた。

このような状況で東電基準、原賠審指針およびADR基準に基づく賠償を超える損害のために立証を準備することを期待できないのは当然である。

そもそも、賠償責任があることが自明である被告東電が、いちいち直接請求やADR申請の負担を被害者である避難者らに求める姿勢そのものが大きな誤りである。

事業活動に伴って損害を与え、そのことについて賠償責任を負っていることが明らかな事業者であれば、自ら被害者宅を訪問し、誠意をもって被害内容の把握に自ら努めるのが本来である。このことは、国民を守るべき立場にある被告国においても同様である。被告らは、こうした加害者としての当然の責務を放棄し、もって、原告らに損害回復の困難さを印象づけてきたのであり、そうした中で証拠の散逸が進行したのである。

こうした立証困難な状況を自ら故意に作出した被告らが、裁判において、立証の不十分さを主張し、厳格な立証を求める事は信義則に反する。

## 第2 東電基準・原賠審指針およびADR基準が最低限度保障されるべきであること

### 1 各基準の名称と本準備書面別紙

#### (1) 東電基準

被告東京電力は、被害者からの直接請求に対して、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」を踏まえ、同指針に示された損害の範囲に対する具体的な算定基準を定め、同基準に基づいて賠償を行ってきた（甲D共173・2頁「はじめに」）。以下、東京電力の定めた直接請求に対する賠償基準を「東電基準」という。

東電基準を整理したものが、別紙1の1「東電基準目録1」、別紙1の2「東電基準目録2」である。

#### (2) ADR総括基準

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）は、総括委員会を設け、センターに申し立てられたADRにつき、複数の事件に共通する一定の項目について、総括基準を策定した（甲D共175の2）。以下、この総括基準を「ADR総括基準」という。

ADR総括基準を整理したものが、別紙2「ADR総括基準目録」である。

#### (3) 原賠審指針

原賠審は、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」の他、第二次指針、中間指針等の指針を定めた（甲D共178の1～3、乙D共1、3、甲D共178の4（地図）、乙D共5、甲D共178の5、乙D共7、甲D共178の6～9）。以下、これらの基準をまとめて「原賠審指針」と総称する。

原賠審指針は、原賠法18条2項2号に基づき、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事



者による自主的な解決に資する一般的な指針」として原賠審が定めるものである。

原賠審指針について、第一次指針など個別の指針の賠償基準を整理したものが、別紙3の1「第一次指針目録」から別紙3の9「中間指針第四次追補（平成29年1月31日改訂）目録」までの各目録である。

#### (4) ADR運用基準

センターは、ADR手続において、ADR総括基準に基づく損害額の認定が可能な場合には同基準により、同基準には明示に定められた基準がない場合には、原賠審指針に基づき、個別に損害額を認定して和解案を当事者に示してきた。さらに、ADR総括基準にも原賠審指針にも定めがない損害についても、和解事例が集積されており、一定の運用上の基準が存在しているといえる。以下、この運用上の基準を「ADR運用基準」という。

ADR運用基準については、福島県弁護士会の設置する「原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会」において分析されている（甲D共180の1，180の2）。

#### (5) ADR基準

ADR総括基準とADR運用基準とをあわせて、以下、単に「ADR基準」ということがある。

## 2 原賠審指針及びADR総括基準

### (1) ADRと原賠審指針・センターの策定ないし設置趣旨

ADRは、直接請求や訴訟とは別に設けられたもので、その目的は「迅速かつ適切な解決」である（仲介業務規程1条）。

不法行為の被害者は、加害者に対して損害賠償を請求する場合、加害者の故意・過失・法益侵害・損害の発生及び額・相当因果関係などを立証しなければならないのが原則である。しかし、本件のように、原子力発電所がひとたび事故を起こせば、被害者数、損害の種類の多様性、請求数、賠

償額等において前例のない大規模な請求となる。このような賠償請求を被害者と東京電力との直接交渉に委ねておけば、被害者の負担、解決の公平性・公正性・透明性に問題が残る。一方で、裁判所にすべての事案についての判断を委ねることは、被害者の負担や裁判所の処理能力から問題が残ることとなる。

そこで、原賠審の下に、原賠審指針が定められ、センターが設けられた。

## (2) 原賠審指針及びADR総括基準の有する最低賠償額を画する機能

センターが和解の仲介を行うに際して、原賠審指針を適用するにあたり、多くの申立てに共通すると思われる問題点に関して統一的な解決を図ることを確保し、仲介委員が和解の仲介にあたって参照するための基準となる総括基準が策定され、これを示して和解仲介が行われている。

ADRは「迅速かつ適切な解決」を目指していることから、厳格な立証手続は要しない。個々の被害者にとっての損害立証が不可能又は困難な場合であっても、このことを理由として賠償請求を否定するのではなく、当該権利・法益に客観的・類型的に結びつけられた価値を賠償するという扱いとなっているのである。

しかしながら、第1で述べたとおり、直接請求における東電基準やADR手続におけるADR基準が採用されれば認定された損害額が、訴訟であるからという理由で厳格な立証をもとめられた結果、より低額な損害額しか認められないとすると、直接請求やADR手続を利用した者と利用しない者とで不公平な取り扱いとなる。また、仮に本訴訟において、ADR基準が採用されないとすれば、ADR手続を経していない原告は、今から、ADRの申立を行った方がより多くの賠償を得られるという結果を招来する可能性が高まる。しかし、そのような申立を行わざるをえないような事態を招くこと、すなわち、ADR基準が採用されないということは、原告の負担や訴訟経済を損なうものであって、許されない。

したがって、原賠審指針及びADR基準には、原子力災害による被害者に対する賠償額の最低限を画する機能を有することが要請されているといえる。

### (3) 原賠審指針及びADR総括基準が訴訟における算定基準とされるべきこと

そもそも、原賠審指針及びADR総括基準は、原子力災害による賠償について定めた原賠法に基づく賠償方法として策定された損害算定基準であり、被害者たる原告らを拘束するものではないものの、原子力災害における賠償義務者を拘束すべき性格を有するものである。あるいは、被害者がこれを上回る実損額を立証した場合には、実損額によるべきことを認めた損害額推定基準であるというべきある。

そこで、訴訟において、各原告が原賠審指針およびADR総括基準による損害算定を主張した場合、各原告らに立証責任の負担を負わせることなく損害額の最低額を保障するという意味で、原賠審指針及びADR基準が損害算定基準として採用されるべきである。

## 3 ADR運用基準

既に述べたとおり、ADR手続において、センターは、ADR総括基準に基づく損害額の認定が可能な場合には同基準により、同基準には明示に定められた基準がない場合には、原賠審指針に基づいて個別に損害額を認定し、さらにADR総括基準にも原賠審指針にも定めがない場合であっても、ADR運用基準によっている。センターがADR運用基準を設けることは、原子力災害による各被害者に対する賠償の公平性の観点から、至極当然のことである。

かかる運用上の基準は、全てが公表されるには至っておらず、わずかに、「原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて」(甲D共180の1第21頁以下)記載の基準が公表されているにすぎな

いことから、その他の運用基準は、公表されている和解事例（甲D共180の1, 2等）から窺うしかないところではある。

とはいえ、第1で述べたとおり、訴訟外の手続であれば東電基準やADR基準によって認定されたはずの損害額が、訴訟において厳格な立証を求められ、より低額な損害額しか認められないとすると、直接請求やADR手続を利用した者と利用しない者とで不公平な取り扱いとなる。

したがって、訴訟において、各原告が「原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて」（甲D共180の1第21頁以下）記載の基準を含めたADR運用基準による損害算定を主張した場合には、同じく賠償義務者を拘束する最低基準として、あるいは実損額が基準を上回る場合のみ実損額によるべきことを認めた損害額推定基準として採用されるべきである。

#### 4 東電基準

被告東京電力は、これまで、原告らの一部や訴外の避難者に対し、「補償金ご請求のご案内」と題する書面（甲D共173）を送付するなどし、原告らの一部や訴外の避難者は、同書面に記載の支払基準（東電基準）に基づき、同書面添付の請求書を利用するなどして、被告東京電力に対し、賠償金を請求した（以下、かかる請求を「直接請求」という。）。なお、被告東京電力は、平成29年8月30日時点で25回目の請求書類発送を行っている（甲D共174の1, 2）。

被告東京電力は、中間指針等の示す賠償基準に上乘せをし、被害者らに賠償するものである。

しかも、後記第3・3(2)で述べるとおり、経済産業省エネルギー庁は、東電基準について、被告東京電力任せにせず、政府の考え方を踏まえた基準であると説明しており、被告国にも被告東京電力にも、東電基準に拘束されるべき十分な理由がある。

したがって、別紙1の1、1の2記載の東電基準もまた、各原告らが原子力災害における損害算定基準として同基準によるべきことを主張した場合には、賠償義務者を拘束するものとして、あるいは実損害額が同基準を上回る場合のみ実損害額によることを認める推定基準として採用されるべきである（別表A）。

#### 5 東電基準（別紙1の1、2）、原賠審指針（別紙3の1～9）、ADR総括基準（別紙2）およびADR運用基準（別紙4の1、2）の内最も優先的に適用されるべき基準

上述のとおり、原告らは、上記東電基準等が賠償義務者を拘束し、あるいは基準を上回る実損害額認定のみを認める推定基準であることを主張し、原告らの主張も各別紙に適宜述べたが、各基準を比較して、各基準の中で最も優先的に適用されるべき最低基準を別表Aに示した。

但し、今後提出する各原告に発生した個別の損害に関する主張において示したADRの和解事例の基準等が、別表Aに示した最低基準よりも高額である場合、前者の和解事例の基準等が優先的に適用されるべきであることを付記しておく。

### 第3 被告らが東電基準、原賠審指針およびADR基準の採用を拒絶できないこと

#### 1 原賠審指針およびADR基準

##### (1) 原賠審指針およびADR総括基準は全額賠償ではないことを前提としていること

原賠審は、原子力損害賠償法18条に基づき設置されたものであり、その目的は和解の進行を促進することである。和解が成立するためには、当然ながら当事者間の合意が必要であり、一方当事者たる被告東京電力の意向を無視することはできない。そこで、原賠審は、被告東京電力も納得す

る内容の原賠償指針を定めるに至ったのである。

第1回審査会において鎌田薫委員長が「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず一義的に指針を定め」るべきであるとし、原賠償指針は、「あくまでも当面のもの、最低限のもの」として策定されるものであるということが強調された。

また、第21回審査会において、能見会長は、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまでも東電が自主的にその指針に基いて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。(略) 普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である。」と述べており、中間指針が全額賠償でないことが当然の前提となっているのである。この理は、中間指針を含む原賠償指針全体に妥当する。

## (2) 被告国が原賠償指針及びADR総括基準の適用を拒絶できないこと

このように、原賠償指針及びADR総括基準は、全額賠償ではないことを当然の前提として策定されているもので、これまで述べたとおり原子力災害における最低限度の金額を画する機能が要請されているところ、かかる原賠償指針及びADR総括基準を策定したのは、被告国自身の機関たる原賠償ないしセンターである。にもかかわらず、被告国が原賠償指針及びADR総括基準によることを否定してこれを下回る損害額算定を主張することは、そもそも原賠法18条の予定するところではない。

したがって、被告国がこれら原賠償指針及びADR総括基準を用いることを否定することは、原賠法18条ないしその趣旨に反する行為であり、また、信義則や禁反言の法理にも反し、許されない。

また原賠償指針やADR基準は、原子力災害における損害額の最低額を画するものであって、相当因果関係ある損害については最低限度の基準と

して公平に適用されなければならず、被告国が原賠審指針、ADR総括基準の採用を拒絶することは、憲法14条にも反する不合理な差別である。

(3) 被告東京電力も原賠審指針及びADR総括基準の適用を拒絶できないこと

同じく、賠償義務者たる被告東京電力が原賠審指針やADR総括基準を否定してこれらの基準以下の損害額しか賠償しないという態度をとることについても、原賠法の趣旨に反し、また、原賠審指針・ADR総括基準の策定過程においてもまったく想定されていない。

しかも、被告東京電力は、後述とおり、原賠審指針やADR総括基準に依拠し自ら策定した東電基準の正当性を主張している以上、その依拠する原賠審指針及びADR総括基準の適用を否定することは、信義則ないし禁反言の法理に反する。

よって、被告東京電力が原賠審指針及びADR総括基準の適用を否定してより低い損害額を主張することは、原賠法の趣旨、信義則ないし禁反言の法理に反し、許されない。

## 2 ADR運用基準

被告国がADR運用基準の採用を拒絶することは、原賠審指針およびADR総括基準と同様に、原賠法18条に反するかもしくはその趣旨に反する行為であるうえ、信義則ないし禁反言の法理に反し、憲法14条にも反する不合理な差別であって、許されない。

被告東京電力がADR運用基準の採用を拒絶することも、原賠審指針およびADR総括基準と同様、原賠法18条ないしその趣旨や、信義則・禁反言法理に反し許されない。

### 3 東電基準

#### (1) 被告東京電力が東電基準の適用を否定することは許されないこと

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面（1）（精神的損害の賠償の考え方について）において、「中間指針追補及び中間指針第二次追補は、それ自体相当性を有するものである」としたうえで、さらに、被告東京電力としては「中間指針追補及び中間指針第二次追補を踏まえつつ、これに付加して賠償することを内容とする賠償基準を策定・公表している」と主張している。また、「中間指針等に基づく精神的損害の賠償の考え方及び損害額の指針」は「裁判上も十分に尊重されるべきものである」とし、結語において「中間指針等に基づく被害者の精神的損害の賠償の考え方及びこれに基づきさらに上乘せをして被告東京電力が策定した賠償基準には、その内容において十分な合理性・相当性があることは明らか」であるとして、被告東京電力自ら、東電基準に正当性があると主張している。

また、「補償金ご請求のご案内」（甲D共173）2頁でも、被告東京電力は、「弊社は、文部科学省に設置された第三者機関である原子力損害賠償紛争審査会が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する指針（以下「指針」といいます）」を踏まえ、指針に示された損害の範囲に対する「補償の具体的な算定基準（以下「算定基準」といいます）」を定め、その基準にもとづいてご被害者のみなさまに対する補償を実施させていただくことといたしました。算定基準の策定にあたっては、多くのご被害者の方に公正かつ円滑に補償をさせていただくため、「指針の趣旨を踏まえた公平性のある基準とすること」、「ご避難を余儀なくされ、日々の生活に大変なご不便をおかけした方々に十分な配慮を行うこと」を基本方針とさせていただきました」と謳っているところ、「公正」には「平等」が含まれることは明らかである。

従って、被告東京電力が東電基準を下回る損害額を主張することは、信義則や禁反言の法理に反し、許されない。



(2) 被告国が東電基準の適用を否定することも許されないこと

平成24年7月20日の経済産業省エネルギー庁の「避難指示区域の見直しいに伴う賠償基準の考え方」(1)(2)は、下記のとおり、東電基準が被告東電任せではなく、エネルギー庁が、「被害を受けた自治体、住民の方々の意見や実情を伺い、これを踏まえて賠償基準に反映させ」たことを明記している(下線は原告ら代理人)。

にもかかわらず、被告国において、本件訴訟において東電基準の採用を拒絶することは、被害者の意見や実情を伺ったうえで政府の考えを反映させて被告東京電力に策定させた賠償基準を自ら否定するに等しく、信義則ないし禁反言の法理から許されない。また、このような被告国の説明にもかかわらず訴訟において東電基準の適用を否定する態度をとることは、憲法14条に反する不合理な差別である。

記

平成24年7月20日 経産省 資源エネルギー庁

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方(甲D179の1)

- (1) 本年3月に、原子力損害賠償紛争審査会が区域見直しに伴う賠償の基本的な考え方に関する中間指針第二次追補の公表を行いました。この指針を踏まえて、賠償の実施主体である東京電力が実際の賠償金支払いの詳細を定めた賠償基準を策定することとされていました。
- (2) しかしながら、今回の賠償基準は今後の避難指示区域見直し及び被害者の生活再建に密接に関わるものです。そのため、政府としても、その策定を東京電力任せにせず、被害を受けた自治体、住民の方々の意見や実情を伺い、これを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方について取りまとめを行うこととしました。
- (3) 一部の論点については関係自治体等との間で、今後も議論を継続することとしていますが、継続して検討する論点や、基準として対応すべ

き新たな問題点が明らかになれば、追加的な基準を策定する等の対応を行うこととします。

(4) なお、今回、政府の考え方を踏まえて東京電力から公表される賠償基準は、住民による詳細な損害証明等を経ることなく、より多くの住民が簡便かつ迅速に賠償金の支払いを受けるための選択肢を提供するものです。

(5) 個別に特別な事情があるなど、基準によることが適当ではない場合には、個別請求による手続きや、あるいは和解仲介手続き等による解決を選択することも当然に可能です。

(3) 被告らが東電基準が最低基準であると認めているに等しいこと

なお、平成24年7月5日決定（甲D共176の12）の総括基準10「直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて」（甲D共176の14）では、「被害者の東京電力に対する直接の請求に対して東京電力の回答があった損害項目については、当センターは、東京電力の回答金額の範囲内の損害主張は格別の審理を実施せずに回答金額と同額の和解提案を行い、東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを実質的な審理判断の対象とする。」とされており、東電基準額が最低額であることを、被告東京電力も、被告国（センター）も認めているに等しい。

(4) 小括

以上より、被告東京電力が東電基準の採用を拒絶することは信義則ないし禁反言の法理に反し許されない。また、被告国が東電基準の採用を拒絶することは、憲法14条に反する不合理な差別である。

#### 第4 結語

以上のとおり、原告らは、東電基準、原賠審指針およびADR基準がそれぞれ本訴訟において採用されるべき賠償の最低基準であることを主張したが、

そもそも原告ら被害者に認められるべきは、被侵害利益に対する完全賠償であり、被害の完全賠償にしかるべき賠償基準が確立されなければならない。

したがって、被告らが賠償すべき額が、東電基準・原賠審指針・ADR基準を下回ることはありえない。

潮見佳男教授も、「中間指針等には、自主的解決支援のためのガイドラインという性格その他の理由から、賠償に限定をかけたと思われる箇所が少ない。この傾向がみられる場面では、損害賠償に関する実体ルールによればどのような処理が認められるべきかを明らかにする必要がある。」（「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」(甲D共65p100)）とされており、原賠審指針が賠償の最低基準と認識されているといえ、原告らと同意見である。

以 上

別紙1の1 東電基準目録1 (主に甲D共173)

(下線は原告らが施したものであって、損害額算定にあたり頻度の高い基準である。)

以下の各番号は「補償金ご請求のご案内」と題する書面(甲D共173)の番号①はIに対応させている。

I 避難生活等による精神的損害(「補償金ご請求のご案内」8頁以下)

原告らは、最低額を算出する基準としては、基本的には、指針(別紙3の1～9)の採用を主張する。原告らの主張は別表Aにまとめた。

被告東電も、中間指針等をふまえた基準(東電基準)を設け、賠償を実施している(乙D共22, 23, 25, 26, 27, 28のプレスリリースなど)。

II 避難・帰宅費用

ア 交通費(「補償金ご請求のご案内」8頁以下)

(ア) 同一都道府県内の移動

移動手段にかかわらず一人につき、移動1回あたり5000円。

※負担した交通費が5000円を超える場合には、領収書の添付等が必要

(イ) 都道府県を超える場合の移動

別表1の標準交通費一覧表(「補償金ご請求のご案内」136～145頁)

(ウ) [原告らの主張]「補償金ご請求のご案内」12頁において「※交通費のお支払いは、「避難等」の指示が解除された後、合理的な期間までの間に、移動回数10回までとさせていただきます。」とされているが、期間制限や回数制限は不相当である。

イ 宿泊費(「補償金ご請求のご案内」14頁以下)

領収書に記載の金額

ウ 家財道具移動費用(「補償金ご請求のご案内」15頁以下)

(ア) 自家用車での移動

・都道府県内移動

移動手段にかかわらず，1回あたり5000円。

※負担額が5000円を超える場合には，領収書の添付等が必要

・都道府県外移動

別表1の標準交通費一覧表（「補償金ご請求のご案内」136～145頁）

- (イ) その他の手段（運送業者等）での移動 領収書に記載の金額
- (ウ) 「補償金ご請求のご案内」15頁における回数制限，期間制限は不相当である。

Ⅲ 一時立入費用（「補償金ご請求のご案内」14頁以下）

- ア 交通費 IIアに同じ
- イ 宿泊費 IIイに同じ
- ウ 家財道具の移動費用 IIウに同じ
- エ 除染費用

一人につき，一時立入1回あたり5000円（除染されたことを要する書類要）※負担した額が5000円を超える場合には，領収書の添付等が必要

Ⅳ 生命・身体的損害（「補償金ご請求のご案内」18頁以下）

原告らは，具体的健康被害についての請求を除外しており，生命・身体的損害にかかる東電基準の適用は主張しない。

Ⅴ 就労不能損害（「補償金ご請求のご案内」21頁以下）

各原告らの損害額の最低額を算出する基準としては，総括委員会平成24年6月26日決定（別紙2，甲D共176の11）が採用されるべきである（別表A参照）。

Ⅵ 検査費用（人）（「補償金ご請求のご案内」28頁）

- ア 検査費用  
受診または受検の証明資料要

(ア) 健康診断費用

一人につき，1回あたり8000円

※負担した額が8000円を超える場合には領収書の添付等が必要

(イ) 放射検査費用

一人につき，1回あたり1万5000円

※負担した額が1万5000円を超える場合には領収書の添付等が必要

イ 交通費

「市町村等の実施する自己負担のない受診または受検でも交通費をご負担されている場合には，ご請求いただけます。」

(ア) タクシー利用の場合 領収書に記載の金額

(イ) その他の交通機関を利用した場合

検査1回あたり5000円

※負担した額が5000円を超える場合には領収書の添付等が必要

ウ 宿泊費 領収書に記載の金額

VII 検査費用（物）（「補償金ご請求のご案内」29頁）

検査を受けたことを証明する資料要

1回あたり1万7000円

※負担した額が1万7000円を超える場合には，領収書の添付等が必要

## 別紙1の2 東電基準目録2

### I 自主的避難等対象区域における精神的損害

- ① 「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析 Ver. 3」(平成27年3月10日。以下、「分析3版」という。) 甲D共180の2第1111頁, 105頁)

自主的避難等対象区域における精神的損害に関しては、東京電力は、直接請求に応じている金額である妊婦・子ども60万円、その他の対象者8万円の内訳として、60万円の内の20万円が精神的損害に対する慰謝料、残りの40万円が実費、8万円の内の4万円が慰謝料で、残りの4万円が実費として主張していると思われる。(後略)

- ② ①に加え、妊婦・子どもに12万円、その他の対象者に4万円(被告東京電力提出の既払金の表より)。

- ③ 合計

妊婦・子ども72万円                      その他の者12万円

[原告らの主張]

低額に過ぎるが、予備的に、最低基準額として主張する。

### II 被告東電のプレスリリースによる賠償金の支払の表明として以下のものがある。

- ① 平成24年2月28日付プレスリリース(乙D共34)  
「自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について」
- ② 平成24年6月11日付プレスリリース(乙D共35)  
「福島県南地域における自主的避難等に係る損害賠償の開始について」
- ③ 平成24年8月13日付プレスリリース(乙D共36)  
「福島県南地域における自主的避難等に係る損害賠償の開始について」
- ④ 平成24年12月5日付プレスリリース(乙D共37)  
「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」

⑤ 平成25年2月13日付プレスリリース（乙D共38）

「福島県の県南地域，宮城県丸森町および避難等対象区域の方に対する自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」



別紙2 ADR総括基準目録（甲D共176の1～24）

総括基準1（避難者の第2期の慰謝料について）（平成24年2月14日決定）

（甲D共176の1，2）

第1 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料

（総括基準）

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、次の額を賠償すべき損害とする。

対象期間 第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）

金額 一人月額5万円を目安とする。

（理由）省略

第2 避難による慰謝料

（総括基準）

本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の慰謝料については、中間指針において目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

（理由）省略

総括基準 2（精神的損害の増額事由等について）（平成 24 年 2 月 14 日決定）

（甲 D 共 176 の 1, 3）

（総括基準）

1 中間指針第 3 の 6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。

- ・ 要介護状態にあること
- ・ 身体または精神の障害があること
- ・ 重度または中程度の持病があること
- ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ・ 懐妊中であること
- ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・ 避難所の移動回数が多かったこと
- ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1 の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第 3 の 6 の備考 1 1）を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由）省略

総括基準3（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

（平成24年2月14日決定）（甲D共176の1，4）

（総括基準）

1 自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額（40万円又は8万円）を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、① 自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、② 自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③ 当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、④ 当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとする。

2 賠償の対象となるべき実費等の損害としては、以下のものが考えられる。

- 1) 避難費用及び帰宅費用（交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分）
- 2) 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用
- 3) 営業損害、就労不能損害（自主的避難の実行による減収及び追加的費用）
- 4) 財物価値の喪失、減少（自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの）

5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害

3 1及び2により実費等の損害を賠償する場合においては、当該実費等の損害のほかに、中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）が含まれているものと扱う。

4 賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（滞在者を含む。）に生じ

た実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。

- 5 1及び2に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）を上回る場合には、前記1から4までの基準を準用する。

本件事故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合には、前記1、2及び4の規定を準用する。

- 6 本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記1から5までの基準を準用する。

(理由) 省略

総括基準4（避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について）  
（平成24年2月14日決定）（甲D共176の1，5）  
（省略）

総括基準5（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）  
（平成24年3月14日決定）（甲D共176の1，5）  
（省略）

総括基準6（弁護士費用について）（平成24年3月14日決定）  
（甲D共176の6，8）  
（省略）

総括基準7（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）（平成24年4月19日決定）（甲D共176の9の1，2）  
（省略）

総括基準 8（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

（平成24年4月19日決定）（甲D共176の9の1，10）

（総括基準）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

（理由）

省略

決定（中間収入の非控除について）

（平成24年6月26日決定）（甲D共176の11）

東京電力株式会社は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成24年4月19日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えない。

総括基準9（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）

（平成24年7月15日決定）（甲D共176の12，13）

（省略）

総括基準10（直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて）

（平成24年7月15日決定）（甲D共176の12，14）

（総括基準）

被害者の東京電力に対する直接の請求に対して東京電力の回答があった損害項目については、当センターは、東京電力の回答金額の範囲内の損害主張は格別の審理を実施せずに回答金額と同額の和解提案を行い、東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを実質的な審理判断の対象とする。

（理由）

省略



総括基準 1 1 (旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について)

(平成 2 4 年 8 月 1 日決定) (甲 D 共 1 7 6 の 1 5, 1 6)

(総括基準)

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針第 3 の 6 の指針 I から V まで、中間指針第二次追補第 2 の 1 (2) の指針 I 及び II 並びに総括基準 (避難者の第 2 期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について) に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間 (ただし、旧緊急時避難準備区域の外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。) がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の 1) 又は 2) のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

1) 平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 9 月 3 0 日まで

月額 1 0 万円

(平成 2 3 年 3 月分は 1 か月分の 1 0 万円を賠償する。)

平成 2 3 年 1 0 月 1 日以降 月額 8 万円

この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用 (低額とはいえないものに限る。) については、当該慰謝料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるものと扱う。

2) 平成 2 3 年 3 月 1 1 日以降 月額 1 0 万円

(平成 2 3 年 3 月分は 1 か月分の 1 0 万円を賠償する。)

この基準による場合は、1) の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

総括基準12（観光業の風評被害について）

（平成24年8月24日決定）（甲D共176の17，18）

（省略）

総括基準13（減収分（逸失利益）の算定と利益率について）

（平成24年11月8日決定）（甲D共176の19，20）

（省略）

総括基準14（早期一部支払の実施について）

（平成24年12月21日決定）（甲D共176の21，22）

（省略）

別紙3の1 第一次指針目録（平成23年4月28日，原子力損害賠償紛争審査会）（甲D共178の1）

### 第3 政府による避難等の指示等に係る損害について

[損害項目]

#### 1 検査費用（人）

（指針）

本件事故の発生以降、「避難等対象者」のうち、対象区域内で屋内退避し、又は、同区域内から同区域外に避難した者が、放射性物質への曝露の有無等を確認する目的で受けた合理的な範囲での検査につき検査費用及びその付随費用（検査のための交通費等）を負担した場合には、被害者の損害と認められる。

#### 2 避難費用

（指針）

避難等対象者が負担した以下の費用が、損害と認められる。

- I) 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- II) 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用
- III) 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

#### 3 生命・身体的損害

（指針）

避難等対象者につき、以下のものが、損害と認められる。

- I) 本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- II) 本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされ、これによる健

康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等

#### 4 精神的損害

(指針)

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（ここでは、生命・身体的損害を伴わないものに限る。）について、そのどこまでが相当因果関係のある損害と言えるか判断が難しい。しかしながら、少なくとも避難等を余儀なくされたことに伴い、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、損害と認められる余地があり、今後、その判定基準や算定の要素などをできるだけ早急に検討する。

#### 5 営業損害

(指針)

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、政府による避難等の指示があったことにより、営業が不能になる等、同事業に支障が生じたため、現実に減収のあった営業、取引等については、その減収分が損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう売上高から、本件事故がなければ負担していたであろう（本件事故により負担を免れたであろう）売上原価を控除した額（逸失利益）とする。

II) また、上記のように同事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品、営業資産の廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も合理的な範囲で損害と認められる。

#### 6 就労不能等に伴う損害

(指針)

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者について、同区域内に係る避難等

を余儀なくされたことに伴い、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収が損害と認められる。

## 7 検査費用（物）

（指針）

対象区域内にあった商品を含む財物が、①当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であり、又は②取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものと認められた場合には、被害者の負担した検査費用は損害と認められる。

## 8 財物価値の喪失又は減少等

（指針）

財物につき、現実が発生した以下のものについては、損害と認められる。なお、ここで言う「財物」は動産のみならず不動産をも含む。

I) 政府の指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内に所有していた財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に関値を喪失した部分及びこれに伴う追加的費用（当該財物の廃棄費用等）については合理的な範囲で損害と認められる。

II) I) のほか、当該財物が本件事故の発生時対象区域内にあり、

i) 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合

又は、

ii) i) には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に関値を喪失し又は減少した部分及び除染等の追加的費用について損害と認められる。

別紙3の2 第二次指針目録（平成23年5月31日，原子力損害賠償紛争審査会）（甲D共178の2）

第2 政府による避難等の指示等に係る損害について

[損害項目]

1 一時立入費用

(指針)

政府の指示により避難等した者のうち、警戒区域（避難区域でもある。以下同じ。）内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために自己負担した交通費、家財道具移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲内において、賠償の対象となる。

2 帰宅費用

(指針)

本件事故により避難等を余儀なくされた者が、対象区域内の住居に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用は、必要かつ合理的な範囲内において、賠償すべき損害となる。

3 精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害）

(指針)

I) 本件事故により避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、賠償すべき損害と認められる。

II) 同様に、本件事故により屋内退避を余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、賠償すべき損害と認められる。

## [損害額算定方法]

### 1 避難費用の損害額算定方法

(指針)

I) 避難費用のうち「交通費」、「家財道具移動費用」、「宿泊費等」については、避難等した者が現実に自己負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、客観的な統計データ等を用いて推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

II) 他方、避難費用のうち「生活費の増加費用」については、原則として、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

その具体的な方法については、後記 [損害額算定方法] の2のとおりである。

(備考)

1) 第一次指針においては、避難費用のうち「交通費」及び「家財道具移動費用」については、実費を賠償する方法が原則であるが、被害者の早期の救済のため一定金額を平均的な損害額と算定した上、対象者全員に一律に支払うことが考えられるとし、その平均的損害額については今後早急に検討するとしていた（第一次指針の第3の2（備考）2）参照）。

また、避難費用のうち「宿泊費等」についても、宿泊場所等によって正義に反し公平さを欠く結果とならないよう、①実際に宿泊費等を負担したか否かにかかわらず、避難生活を送っている者全員に平均的な宿泊費等を一律に賠償することとするか、あるいは、②体育館、公民館、避難所等に宿泊する場合には、精神的苦痛がより大きいとして慰謝料の金額を増額するなど、一定の調整をする方法が考えられるが、これらについてできるだけ早急に検討

するとしていた（第一次指針の第3の2（備考）4）参照）。

2) しかしながら、その後に避難等した者らの避難状況及び支出状況等を一定程度調査したところによれば、一回的な支出である「交通費」及び「家財道具移動費」については、これらを自己では負担していない者も少なくなく、また、最終避難先が全国に及び、その交通手段が多様化していることから、自己負担している者の間でもその金額には相当の差異があると推定された。また、「宿泊費等」についても、地方公共団体等が負担している場合が多く、継続して自己負担している者は比較的少数に止まると認められる上、自己負担した金額も宿泊場所に応じて相当の差異があると推定された。したがって、これらの損害項目につき、一定額を「平均的損害額」として避難等した者全員に賠償するという方法は、必ずしも実態に即しておらず、また、公平でもないと考えられる。

また、原則どおり実費賠償とした場合、費用の立証が問題になるが、仮に領収証等でその金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の「交通費」であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、「宿泊費等」であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきである。こうした対応により、これらの費用につき、原則どおり実費賠償としたとしても、被害者に特段の不利益を生じさせるとまでは認め難い。

以上のことから、避難費用のうち「交通費」、「家財道具移動費」、「宿泊費等」については、対象者が全員同一の平均的損害額を被った、あるいは、平均的費用を負担したと仮定して金額を算定するとの方法を採用することなく、原則どおり、上記各損害項目を自己負担した者のみが、合理的な範囲内において、その実費の賠償を受けるのが公平かつ合理的である。



3) 他方、避難費用のうち「生活費の増加費用」については、第一次指針において、避難等により増加した食費等は賠償の対象となり得るとしていた（第一次指針の第3の2（備考）3）参照）。

しかしながら、避難等により生ずる「生活費の増加費用」は、避難等した者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人ごとの差異も少ない反面、その実費を厳密に算定することは實際上極めて困難であり、その立証を強いることは被害者に酷である。

また、この「生活費の増加費用」は、避難等及びこれに引き続く対象区域外滞在又は屋内退避における生活状況等と密接に結びつくものであることから、「避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害」に加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した。

但し、上記のように「避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害」の加算要素として一括して算定する「生活費の増加費用」は、あくまで通常の範囲の費用を想定したものであるから、避難等した者の中で、特に高額の「生活費の増加費用」の負担を余儀なくされた者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特別の事情がある場合にのみ、別途、合理的な範囲内において、その実費の賠償が認められる。

## 2 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法（指針）

I) 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額については、前記〔損害額算定方法〕の1の「生活費の増加費用」と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

II) また、具体的な算定に当たっては、宿泊場所等によって、生活環境、利便性、プライバシー確保等の点からみて精神的苦痛の程度は異なると考えられるため、以下の順序で段階的に金額の差を設けることが考えられるが、なお引き続き検討する。

① 避難所・体育館・公民館等

② アパート・借家・公営住宅・仮設住宅・実家・親戚方・知人方等

③ ホテル・旅館等

Ⅲ) また、④屋内退避を長期間余儀なくされた者については、自宅で生活しているという点では上記①ないし③のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていることなどを考慮し、上記③の金額を超えない範囲で損害額を算定することが考えられるが、なお引き続き検討する。

別紙3の3 第二次指針追補目録（平成23年6月20日，原子力損害賠償紛争審査会）（甲D共178の3）

第2 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額の算定方法

1 対象者

（指針）

I) 損害の賠償の対象者は、① 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、② 屋内退避を余儀なくされたことに伴い、長期間行動の自由が制限されるなど、避難等により正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたって著しく阻害された者である。

II) 上記①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等をした者個人が賠償の対象となる。

（備考）

1) I) の①又は②に該当する者は、対象区域（避難区域、警戒区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）から実際に避難した上引き続き同区域外での滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）、及び屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者である。

但し、緊急時避難準備区域内に生活の本拠としての住居がある者であって、本指針が定められた日以降に同区域外に避難を開始した者（子ども、妊婦、要介護者、入院患者等を除く。）については、I) の①の対象としない。

2) 損害賠償請求権は個人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個人に対してなされるべきである。

また、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難者が現実  
に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、  
指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが  
妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少な  
いと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。

## 2 損害額算定の基本的考え方及び算定期間

(指針)

損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階  
に分け、それぞれの期間について金額を算定することが合理的と認められ  
る。

I) 事故発生から6ヶ月間(第1期)

II) 第1期終了から6ヶ月間(第2期)

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

III) 第2期終了後、終期までの期間(第3期)

(備考)

1) 第1で述べたとおり、第2次指針においては、損害額の算定方法とし  
て、宿泊場所等によって4類型に分けて算定する方法を含め引き続き検討す  
ることとした。

2) しかしながら、長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活  
の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共  
通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・  
ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条  
件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿  
泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷  
な避難生活が認められる避難所等についてのみ、事故後一定期間は滞在期  
間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期

によって合理的な差を設けることが適当である。

- 3) 本件事故後、避難等した者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。
- 4) 第1期終了後6ヶ月間（第2期）は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。
- 5) 第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。
- 6) なお、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者については、避難及び対象区域外滞在をした者の損害額を超えない範囲で損害額を算定する。

### 3 損害額の算定方法

(指針)

損害額の算定に当たっては、前記2で述べた第1期ないし第3期に応じて、以下のとおりとすることが考えられる。

I) 第1期については、一人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所等における避難生活を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。また、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（計画的避難区域から避難した者、及び緊急時避難準備区域から本指針が定められた日の前日までに避難を開始した者を除く。）については、一人10万円を目安とする。

II) 第2期については、一人月額5万円を目安とする。

III) 第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

(備考)

1) 前記2の(備考)の3)で述べたように、第1期は特に精神的苦痛が大きい期間と認められる。このため、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4,200円。月額換算126,000円）を参考にした。本件事故により平穏な日常生活とその基盤が突如失われ、自宅から離れた不便な避難生活を強いられ、いつ故郷の自宅に戻ることができるのか判然としない不安感を覚えるなど大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。

但し、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしていた期間について

のみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる。

2) 前記2の(備考)の4)で述べたように、第2期については、第1期に見られる突然の混乱等からは脱し、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられる。そこで、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部)による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。

3) 前記2の(備考)の5)で述べたように、第3期については、そのいずれかの時点で避難生活の収束の見通しがつき、帰宅準備や、避難期間に応じた生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額を検討するのが妥当である。

4) なお、損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、これはあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。

5) なお、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者については、避難及び対象区域外滞在をした者の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は10万円を目安とするのが妥当である。

#### 4 損害発生 of 始期及び終期

(指針)

I) 損害発生 of 始期については、個々の対象者が避難等をした日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日とする。

II) 損害発生 of 終期については、基本的には対象者が対象区域内の住居に戻

ることが可能となった日とすることが合理的であるが、対象者の具体的な帰宅の時期等を現時点で見通すことは困難であるため、なお引き続き検討する。



別紙3の4 中間指針目録（平成23年8月5日、原子力損害賠償紛争審査会）（乙D共1）

第3 政府による避難等の指示等に係る損害について

[損害項目]

1 検査費用（人）

（指針）

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）は、賠償すべき損害と認められる

（備考）

3）なお、政府による避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、必要かつ合理的な範囲でその検査費用が賠償すべき損害と認められる。

2 避難費用

（指針）

I）避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）
- ③ 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

II) 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記6の「精神的損害」の(指針) I ①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

その具体的な方法については、後記6のとおりである。

III) 避難指示等の解除等(指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。)から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

### 3 一時立入費用

(指針)

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる

### 4 帰宅費用

(指針)

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内に住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。)は、必要かつ合理的な範

困で賠償すべき損害と認められる。

## 5 生命・身体的損害

(指針)

避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

I) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。以下同じ。)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

II) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

[原告らの主張]

平成29年5月31日付準備書面(52)5頁(3)で述べたとおり、具体的健康被害についての請求を除外しており、生命・身体的損害にかかる基準の適用は主張しない。

## 6 精神的損害

(指針)

I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛(「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。)のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

II) I) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

III) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から6ヶ月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとす

る。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

(備考)

4) III) の①については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。

したがって、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4,200円。月額換算12万6,000円）を参考にし、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。

但し、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしてきた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる。

5) III) の②については、第1期終了後6ヶ月間(第2期)は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。

本期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部)による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。

6) III) の③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間(第3期)は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない。

7) IV) の①について、I) の①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。

しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。

但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

8) IV) の②については、前記2の(備考)の4)及び5)に同じである。

9) V) については、I) の②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているという点ではI) の①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、I) の①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は一人10万円を目安とするのが妥当である。

10) 損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、Ⅲ) の①及び②並びにV) の金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。

11) その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。

## 7 営業損害

(指針)

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）とする。

II) また、I) の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、I) の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

## 8 就労不能等に伴う損害

(指針)

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記7の営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

## 9 検査費用（物）



(指針)

対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費用を含む。以下同じ。）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

#### 10 財物価値等の喪失又は減少等

(指針)

財物につき、現実には発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、

① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、

② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

別紙3の5 中間指針追補目録（平成23年12月6日，原子力損害賠償紛争審査会）（乙D共3，甲D共178の4（地図））

## 第2 自主的避難等に係る損害について

〔損害項目〕

（指針）

I) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

II) I) の①の i) ないし iii) に係る損害額並びに②の i) 及び ii) に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

III) II) の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のう

ち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。

IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

- ① 中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、Ⅲ)に定める金額がⅢ)の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。
- ② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

別紙3の6 中間指針第二次追補目録（平成24年3月16日，原子力損害賠償紛争審査会）（乙D共5）

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の〔損害項目〕の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(1) 避難指示区域

(指針)

- I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第3の〔損害項目〕の6の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。
- II) I)の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。但し、宿泊費等（中間指針第3の〔損害項目〕の2の（指針）I)の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。）が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。
- III) I)の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。
- ① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。
  - ② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。
  - ③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、

一人600万円を目安とする。

IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(2) 旧緊急時避難準備区域

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、当該区域(以下「旧緊急時避難準備区域」という。)内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにこれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。

II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額(避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。)の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」(前記(1)の(指針)IV))が経過した時点までとする。

(3) 特定避難勧奨地点

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居が

あった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。

## 2 営業損害

中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。
- II) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

## 3 就労不能等に伴う損害

中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害は、中間指針に示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害の終期は、当面

は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

Ⅱ) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

#### 4 財物価値の喪失又は減少等

中間指針第3の[損害項目]の10の財物価値の喪失又は減少等は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができるものとする。

Ⅱ) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

#### 第3 自主的避難等に係る損害について

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。

(指針)

I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

Ⅱ) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第2の[損害項目]で示したとお

りとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(備考)

- 1) 第一次追補は、自主的避難等に係る損害について、一定の区域を設定した上で、同区域に居住していた者に少なくとも共通に認められる損害を示した。これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、本件事故発生時から平成23年12月末までを対象期間として算定したものである。その際、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとした。
- 2) これを受けて第二次追補では、平成24年1月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする。

#### 第4 除染等に係る損害について

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。
- II) 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関



が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

別紙3の7 中間指針第四次追補（平成25年12月26日改定）目録（乙D共  
7）

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の〔損害項目〕の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針及び第二次追補で示したもののほか、次のとおりとする。

（指針）

I) 避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人6000万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

II) 後記2のI)及びII)で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を

除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

## 2 住居確保に係る損害

(指針)

I) 前記1のI) ①の賠償の対象者で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に生じた費用（ただし、③に掲げる費用を除く。以下同じ。）と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値（第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。）との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

② 宅地（居住部分に限る。以下同じ。）取得のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と事故時に所有していた宅地の事故前価値（第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。）との差額。ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

- II) 前記 I の I) ① の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した I) ① 及び I) ③ の費用並びに I) ② の金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。
- III) I) 又は II) 以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。
- ① 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と当該住の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額
  - ② 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用
  - ③ ① 及び② に伴う登記費用、消費税等の諸費用
- IV) 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。
- ① 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金
  - ② 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分
- V) I) ないし IV) の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

別紙3の8 中間指針第四次追補（平成28年1月28日改定）目録（甲D共17  
8の7）

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の〔損害項目〕の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針及び第二次追補で示したもののほか、次のとおりとする。

（指針）

I) 避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

II) 後記2のI)及びII)で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目

安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

## 2 住居確保に係る損害

(指針)

I) 前記1のI) ①の賠償の対象者で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難(以下「移住等」という。)のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

- ① 住宅(建物で居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用(ただし、③に掲げる費用を除く。以下同じ。)と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値(第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。)との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額
- ② 宅地(居住部分に限る。以下同じ。)取得のために実際に発生した費用(ただし、③に掲げる費用を除く。)と事故時に所有していた宅地の事故前価値(第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。)との差額。ただし、所有していた宅地面積が400 m<sup>2</sup> 以上の場合には当該宅地の400 m<sup>2</sup> 相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積)を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積)に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

II) 前記1のI) ①の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、

移住等のために負担したⅠ) ①及びⅠ) ③の費用並びにⅠ) ②の金額の75% に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ) Ⅰ) 又はⅡ) 以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

- ① 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75% を超えない額
- ② 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用
- ③ ① 及び② に伴う登記費用、消費税等の諸費用

Ⅳ) 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

- ① 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金
- ② 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

Ⅴ) Ⅰ) ないしⅣ) の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

別紙3の9 中間指針第四次追補（平成29年1月31日改定）目録（甲D共178の9）

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の〔損害項目〕の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針及び第二次追補で示したもののほか、次のとおりとする。

（指針）

I）避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

②①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

II）後記2のI）及びII）で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

III）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。



## 別紙4の1 ADR運用基準目録1

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて」  
(原子力損害賠償紛争解決センターが平成25年8月3日に福島県弁護士会に提供)  
(「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析 Ver. 2」(平成25年8月19日。以下、「分析2版」という。) 甲D共180の1第20頁以下)

## 原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて

### 目次

第1 (警戒区域・計画的避難区域) 事業用動産

第2 (警戒区域・計画的避難区域) 不動産

第3 (警戒区域・計画的避難区域) 家財

第4 (警戒区域・計画的避難区域) 営業損害

第5 旧緊急時避難準備区域

第6 自主的避難実行者

第7 自主的避難区域滞在者

第1～第5 省略

第6 自主的避難実行者

1 損害の定型化・定額化による本人申立の容易化

本人申立が容易にできるように、損害の定型化・定額化を進めて立証負担を軽減しているため、賠償提案額が比較的少額であることもあり、弁護士・司法書士代理よりも、避難実行者本人による申立てがお勧め。

原発事故時住所・避難実行者の年齢・妊婦の有無(事故時の住民票、母子手帳等)と避難生活継続の事実(週末だけ避難先に滞在するのではなく、避難先での継続的な生活実態を示すもの。避難先の学校等における子どもの通知表・

通知簿・通信簿・出席ノートのシール又は通学・通園証明書。避難先の勤務先における親の給与明細・源泉徴収票又は就労証明書。避難先の住宅における電気・水道等の相応の使用量が記載された領収証等）を立証すれば、後記2以下の基準により、相応額の和解提案が可能

## 2 事故時住所・避難グループの構成員による区分

### 1) 平成23年に発生した損害

- ① 原発事故時住所が自主的避難等対象区域内にある場合の妊婦子供を含む避難家族・避難グループ

後記3以下の基準により避難費用等を賠償する。

- ② 原発事故時住所が自主的避難等対象区域内にある場合の妊婦子供を含まない避難家族・避難グループ

後記3以下の基準により避難費用等を賠償する。（原則として事故後半年以内に発生したものに限る。）

- ③ 原発事故時住所が自主的避難等対象区域内にない場合

自主的避難の実行がやむを得ない事情（避難開始時点における自宅・近所の放射線量その他の事情により判断する。）の証明があった場合には、

①に準じて避難費用等を賠償する。

### 2) 平成24年、平成25年に発生した損害

- ① 原発事故時住所が県北及び郡山・須賀川にある場合の妊婦子供を含む避難家族・避難グループ

後記3以下の基準により、避難費用等を賠償する。

- ② ①に該当しない場合

自主的避難の実行・継続がやむを得ない事情（避難開始時点及び避難継続中の自宅・近所の放射線量その他の事情により判断する。）の証明があった場合には、①に準じて避難費用等を賠償する。

- ③ ①及び②を通じて、おおむね平成24年夏頃までに避難を開始したものに

限り、賠償対象とする。

3 生活費増加分（定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償）

1) 家財道具購入費

家族の全員で避難実行 … 定額 15 万円

家族の一部で避難実行 … 定額 30 万円（避難先が親戚宅等の場合は定額 15 万円）

2) 避難継続中の毎月の生活費増加分

家族の全員で避難実行 … 定額 0 円

家族の一部で避難実行 … 定額として月額 3 万円（父親一人が福島県内に残るような場合）

なお、家族分離後、少ない人数で生活するグループの人数が 2 人の場合は定額として月額 4 万円、3 人の場合は定額として月額 5 万円とする。

3) 避難継続中の避難雑費 … 平成 24 年以降につき、定額として子供・妊婦 1 人当たり月額 2 万円（平成 23 年分は避難雑費の加算をしない。）

4 避難交通費・面会交通費（定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償する。ただし、面会交通費を実額で賠償する場合は月 2 往復分の実額を限度とする。）

1) 東京電力への直接請求で避難交通費として認められている金額の 8 割を基準とする。

2) 別離家族の面会交通費は、1) による金額の月 2 往復分までを賠償の目安とする。

5 宿泊費（原則として、実額立証を求める）

1) 借家は、賃料、礼金及び仲介手数料の全額並びに敷金相当額の 2 割程度を目安とする。敷金相当額を全額賠償する場合もあるが、この場合は、原則として、後の期間の賃料賠償額を 1～2 割減額する

(減額した額が敷金相当額の8割程度に満つるまで減額する。)

2) 旅館等は、平成23年4月末までは実費相当額(上限なし。)、同年5月以降は1人1泊8000円を上限とする。領収証がない場合も、宿泊の事実が認められる場合には、3000円程度を認める

#### 6 就労不能損害(実額立証を求める)

子供・妊婦を含むグループの自主的避難の実行に伴う避難実行者の就労不能損害については、避難実行前の給与の6か月分を上限とする。

#### 7 精神的損害

東電の定額賠償金に含まれる精神的損害の金額に更に上乗せして提案するのは、次の場合に限る。

- ① 23年3月に、総括基準2(精神的損害の増額事由等について)記載の事由があった場合
- ② その他、上乗せをすることもやむを得ない特別の事情がある場合

#### 8 定額賠償金の控除

- 1) 東電から受領した23年分の定額賠償金は、大人一人4万円、子ども一人20万円を慰謝料相当額部分として扱い、慰謝料相当額部分「以外の部分」に相当する金額を、23年分の賠償額から控除する。
- 2) 1)の控除に当たっては、原則として、家族・グループ単位で合算した賠償額から、家族・グループ単位で合算した慰謝料相当額「以外の部分」に相当する金額を、控除する。